

## 議第1号

### 平成29年度各務原市一般会計予算

平成29年度各務原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,730,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		20,664,261
	1 市民税	9,030,061
	2 固定資産税	9,080,785
	3 軽自動車税	287,958
	4 市たばこ税	750,000
	6 入湯税	1,200
	7 都市計画税	1,514,257
2 地方譲与税		390,000
	1 地方揮発油譲与税	120,000
	2 自動車重量譲与税	270,000
3 利子割交付金		25,000
	1 利子割交付金	25,000
4 配当割交付金		69,000
	1 配当割交付金	69,000
5 株式等譲渡所得割交付金		21,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	21,000
6 地方消費税交付金		2,430,000
	1 地方消費税交付金	2,430,000
7 ゴルフ場利用税交付金		20,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	20,000
8 自動車取得税交付金		80,000
	1 自動車取得税交付金	80,000

(単位：千円)

款	項	金額
9 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		400,000
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	400,000
10 地方特例交付金		80,000
	1 地方特例交付金	80,000
11 地方交付税		3,000,000
	1 地方交付税	3,000,000
12 交通安全対策特別交付金		20,000
	1 交通安全対策特別交付金	20,000
13 分担金及び負担金		575,198
	1 分担金	1
	2 負担金	575,197
14 使用料及び手数料		501,991
	1 使用料	327,959
	2 手数料	174,032
15 国庫支出金		6,232,085
	1 国庫負担金	4,623,867
	2 国庫補助金	1,527,242
	3 委託金	80,976
16 県支出金		4,870,792
	1 県負担金	3,736,345
	2 県補助金	886,058

(単位：千円)

款	項	金額
	3 委託金	248,389
17 財産収入		216,589
	1 財産運用収入	196,589
	2 財産売払収入	20,000
18 寄附金		403,800
	1 寄附金	403,800
19 繰入金		2,700,000
	1 基金繰入金	2,700,000
20 繰越金		1,288,500
	1 繰越金	1,288,500
21 諸収入		851,884
	1 延滞金・加算金及び過料	20,001
	2 市預金利子	623
	3 貸付金元利収入	420,000
	4 受託事業収入	174
	6 雑入	411,086
22 市債		1,889,900
	1 市債	1,889,900
歳入合計		46,730,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		365,556
	1 議会費	365,556
2 総務費		3,835,508
	1 総務管理費	2,944,408
	2 徴税費	554,533
	3 戸籍住民基本台帳費	209,594
	4 選挙費	63,217
	5 統計調査費	27,212
	6 監査委員費	36,544
3 民生費		13,082,057
	1 社会福祉費	4,943,791
	2 高齢福祉費	477,953
	3 児童福祉費	6,204,056
	4 生活保護費	1,417,849
	5 国民年金費	38,108
	6 災害救助費	300
4 衛生費		3,530,199
	1 保健衛生費	1,162,516
	2 環境費	2,367,683
5 労働費		85,855
	1 労働諸費	85,855
6 農林水産業費		401,794
	1 農業費	149,900

(単位：千円)

款	項	金額
	2 畜産業費	26,074
	3 農地費	201,157
	4 林業費	24,663
7 商工費		4,155,312
	1 商工費	4,155,312
8 土木費		3,586,150
	1 土木管理費	307,831
	2 道路橋梁費	1,546,389
	3 河川費	171,788
	4 都市計画費	1,157,199
	5 住宅費	402,943
9 消防費		1,996,631
	1 消防費	1,996,631
10 教育費		4,673,673
	1 教育総務費	737,648
	2 小学校費	663,527
	3 中学校費	454,019
	4 特殊学校費	15,475
	5 幼稚園費	559,401
	6 社会教育費	1,002,920
	7 保健体育費	1,240,683
12 公債費		4,727,738
	1 公債費	4,727,738

(単位：千円)

款	項	金額
13 諸支出金		6,239,527
	2 繰出金	5,075,158
	3 基金費	1,164,369
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		46,730,000

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新庁舎ネットワーク等設計事業	平成29年度から 平成31年度まで	19,872
市民税・県民税賦課事務 補助業務派遣委託事業	平成29年度から 平成30年度まで	2,634
市民税・県民税賦課事務用 パソコンレンタル事業	平成29年度から 平成30年度まで	196
基幹相談支援センター業務委託事業	平成29年度から 平成31年度まで	50,533
市道那813号線用地取得事業	平成29年度から 平成35年度まで	80,277
市道那378号線道路改良事業	平成29年度から 平成30年度まで	81,896
百曲第2排水区浸水対策事業	平成29年度から 平成30年度まで	67,479
都市計画基礎調査事業	平成29年度から 平成30年度まで	7,565
各務山土地開発事業	平成29年度から 平成30年度まで	7,200
市営住宅耐震補強事業	平成29年度から 平成30年度まで	149,005
A E D 更新事業	平成29年度から 平成33年度まで	2,744
城山用地取得事業	平成29年度から 平成33年度まで	130,679
学校給食センター調理業務等委託事業	平成29年度から 平成32年度まで	443,511
金融機関の各務原市土地開発公社に対する 貸付金の債務保証	平成29年度から 平成30年度まで	1,000,000



### 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
し尿処理施設整備事業	千円 4,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内  〔ただし、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。〕	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
航空宇宙科学博物館施設整備事業	343,700			
消防施設整備事業	29,500			
小学校施設整備事業	12,300			
臨時財政対策債	1,500,000			

議第2号

平成29年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度各務原市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,799,596千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は250,000千円と定める。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野健司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		3,400,850
	1 国民健康保険料	3,400,850
2 使用料及び手数料		1,300
	1 手数料	1,300
3 国庫支出金		3,003,252
	1 国庫負担金	2,534,168
	2 国庫補助金	469,084
4 療養給付費等交付金		254,585
	1 療養給付費等交付金	254,585
5 前期高齢者交付金		5,593,281
	1 前期高齢者交付金	5,593,281
6 県支出金		632,884
	1 県負担金	126,522
	2 県補助金	506,362
7 共同事業交付金		4,116,244
	1 共同事業交付金	4,116,244
8 財産収入		200
	1 財産運用収入	200
9 繰入金		1,142,000
	1 他会計繰入金	1,042,000
	2 基金繰入金	100,000
10 繰越金		630,000
	1 繰越金	630,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 諸収入		25,000
	1 延滞金及び過料	1,850
	2 預金利子	50
	4 雑入	23,100
歳入合計		18,799,596

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		105,818
	1 総務管理費	105,818
2 保険給付費		11,525,800
	1 保険給付費	11,525,800
3 後期高齢者支援金		1,943,320
	1 後期高齢者支援金	1,943,320
4 前期高齢者納付金		7,071
	1 前期高齢者納付金	7,071
5 介護納付金		677,842
	1 介護納付金	677,842
6 共同事業拠出金		4,190,879
	1 共同事業拠出金	4,190,879
7 保健事業費		198,866
	1 特定健康診査等事業費	78,854
	2 保健事業費	120,012
8 諸支出金		50,000
	1 償還金	50,000
9 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		18,799,596

議第3号

平成29年度各務原市介護保険事業特別会計予算

平成29年度各務原市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,263,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は100,000千円と定める。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2, 446, 824
	1 介護保険料	2, 446, 824
3 使用料及び手数料		230
	2 手数料	230
4 国庫支出金		2, 071, 965
	1 国庫負担金	1, 760, 729
	2 国庫補助金	311, 236
5 支払基金交付金		2, 774, 646
	1 支払基金交付金	2, 774, 646
6 県支出金		1, 439, 463
	1 県負担金	1, 439, 463
7 財産収入		250
	1 財産運用収入	250
9 繰入金		1, 525, 312
	1 一般会計繰入金	1, 425, 312
	2 基金繰入金	100, 000
10 繰越金		2, 600
	1 繰越金	2, 600
12 諸収入		2, 586
	1 延滞金、加算金及び過料	180
	2 預金利子	200
	4 雑入	2, 206
歳 入 合 計		10, 263, 876

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		129,226
	1 総務管理費	129,226
2 保険給付費		9,594,054
	1 保険給付費	9,594,054
3 地域支援事業費		536,996
	1 地域支援事業費	536,996
5 諸支出金		2,600
	1 償還金及び還付加算金	2,600
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,263,876



議第4号

平成29年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,986,971千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,362,073
	1 後期高齢者医療保険料	1,362,073
2 使用料及び手数料		150
	1 手数料	150
3 繰入金		1,543,297
	1 他会計繰入金	1,543,297
4 繰越金		31,500
	1 繰越金	31,500
5 諸収入		49,951
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	610
	3 預金利子	150
	4 受託事業収入	48,881
	5 雑入	10
歳 入 合 計		2,986,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		12,891
	1 総務管理費	12,891
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,920,084
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,920,084
3 保健事業費		51,886
	1 健康診査事業費	51,886
4 諸支出金		2,110
	1 償還金及び還付加算金	2,110
歳 出 合 計		2,986,971

議第5号

平成29年度各務原市下水道事業特別会計予算

平成29年度各務原市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,858,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は100,000千円と定める。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		78,658
	1 負担金	78,658
2 使用料及び手数料		1,229,655
	1 使用料	1,229,641
	2 手数料	14
3 国庫支出金		525,832
	1 国庫補助金	525,832
5 繰入金		1,064,549
	1 他会計繰入金	1,064,549
6 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
7 諸収入		530
	1 延滞金、加算金及び過料	500
	2 預金利子	30
8 市債		929,000
	1 市債	929,000
歳 入 合 計		3,858,224

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道費		2,586,632
	1 公共下水道費	1,880,048
	2 流域下水道費	706,584
2 公債費		1,270,592
	1 公債費	1,270,592
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,858,224

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用事業	平成29年度から 平成31年度まで	40,535
受益者負担金システム更新事業	平成29年度から 平成34年度まで	19,969
水洗便所等改造資金の 融資に係る利子補給金 (平成29年度融資予定分)	平成29年度から 平成32年度まで	66

### 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 859,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
流域下水道事業	58,200			
公営企業会計適用事業	11,400			



議第6号

平成29年度各務原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度各務原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	60,000 戸
(2) 年間総給水量	17,241,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	47,236 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 改良事業費	757,950 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	2,771,083 千円
第1項 営業収益	2,410,923 千円
第2項 営業外収益	360,158 千円
第3項 特別利益	2 千円

支	出
第1款 水道事業費用	2,436,492 千円
第1項 営業費用	2,235,921 千円
第2項 営業外費用	188,070 千円
第3項 特別損失	2,501 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,006,553千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,726千円、過年度分損益勘定留保資金952,827千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	132,228 千円
第1項 負担金	132,227 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円

支	出
第1款 資 本 的 支 出	1, 138, 781 千円
第1項 建 設 改 良 費	810, 511 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	328, 270 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	268, 335 千円
(2) 交際費	50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、37, 700千円と定める。

平成29年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司